

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（品川区決定）

決定：平成24年10月31日 品川区告示第398号

変更：平成27年 4月17日 品川区告示第173号

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種類	位置	面積	建築物の敷地 面積の最低限 度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計 画施設に面する部分 の長さの敷地の防災 都市計画施設に接す る部分の長さに対す る割合の最低限度	建築物の高さ の最低限度	備考
特定防災街区整備地区 (荏原町駅前地区)	品川区中延五丁目 地内	約0.1ha	100m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱 の面は、既存道路の境界確定線か ら2m以上でなければならない。た だし、次に該当する建築物等はこ の限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に 必要な上屋、庇の部分、手すり、 駐車場の用に供する車路出入 口 2 給排気施設の部分	—	7m (ただし、公益 上必要な施設お よび防災施設建 築物の付属建 築物についてはこ の限りでない)	荏原町駅前 地区防災街 区整備事業 施行区域
特定防災街区整備地区 (中延二丁目 旧同潤会地区)	品川区中延二丁目 地内	約0.7ha	100m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱 の面は、道路の境界から2m以上で なければならない。ただし、次に 該当する建築物等はこの限りでは ない。 1 歩行者の安全を確保するため 必要な上屋、庇の部分、手すり、 駐車場の用に供する車路出入 口 2 給排気施設の部分	—	7m (ただし、公益 上必要な施設お よび防災施設建 築物の付属建 築物についてはこ の限りでない)	中延二丁目 旧同潤会地 区防災街 区整備事業施 行区域
合計		約0.8ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
(中延二丁目旧同潤会地区)

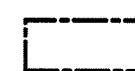
位置図

(品川区決定)



凡例

確認	平成27年2月9日
所管部課名	品川区 都市環境事業部都市計画課



整備地区的区域(約0.7ha)

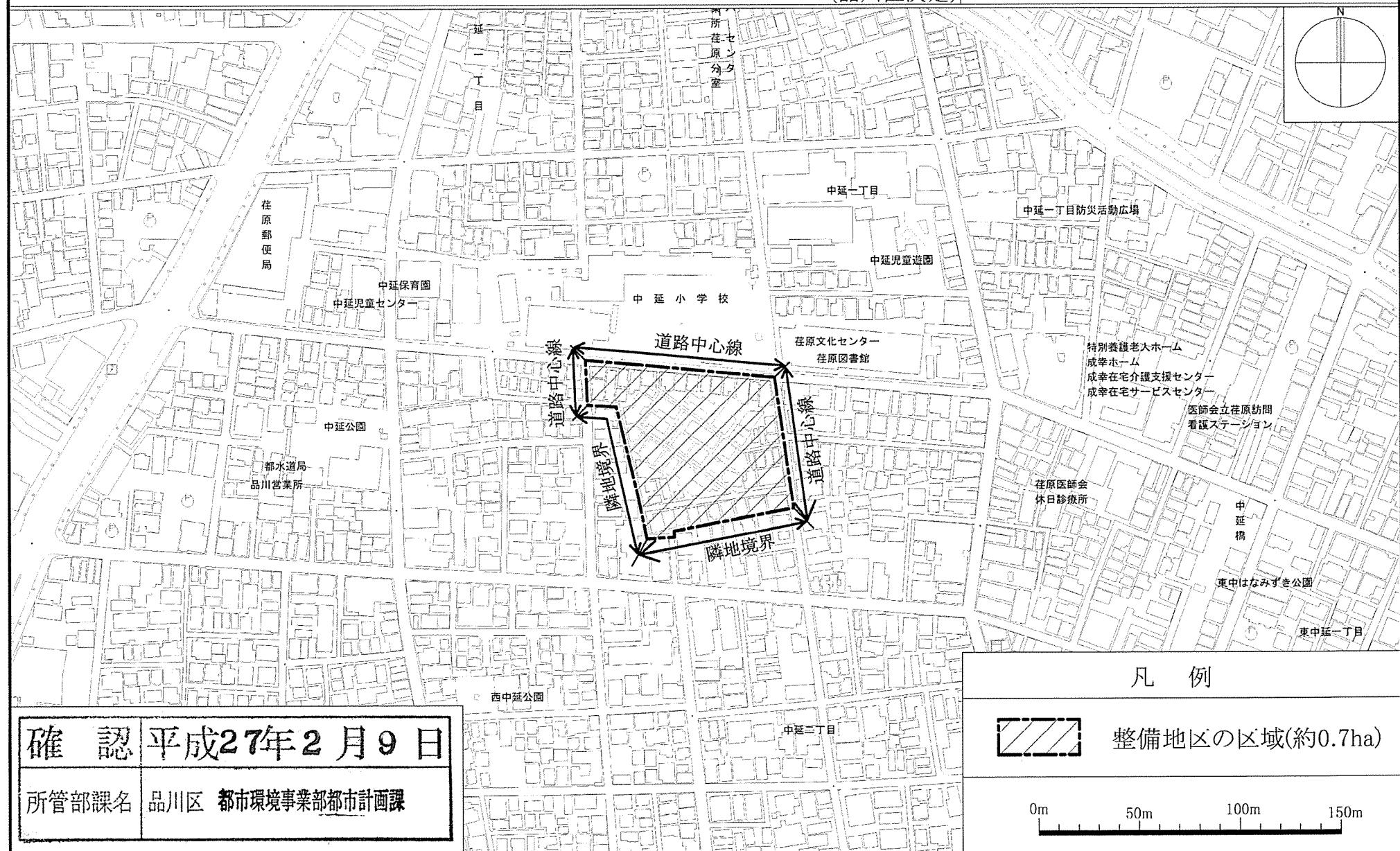
0m 50m 100m 150m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複写を禁ず。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50

東京都市計画特定防災街区整備地区
(中延二丁目旧同潤会地区)

計画図1 区域図

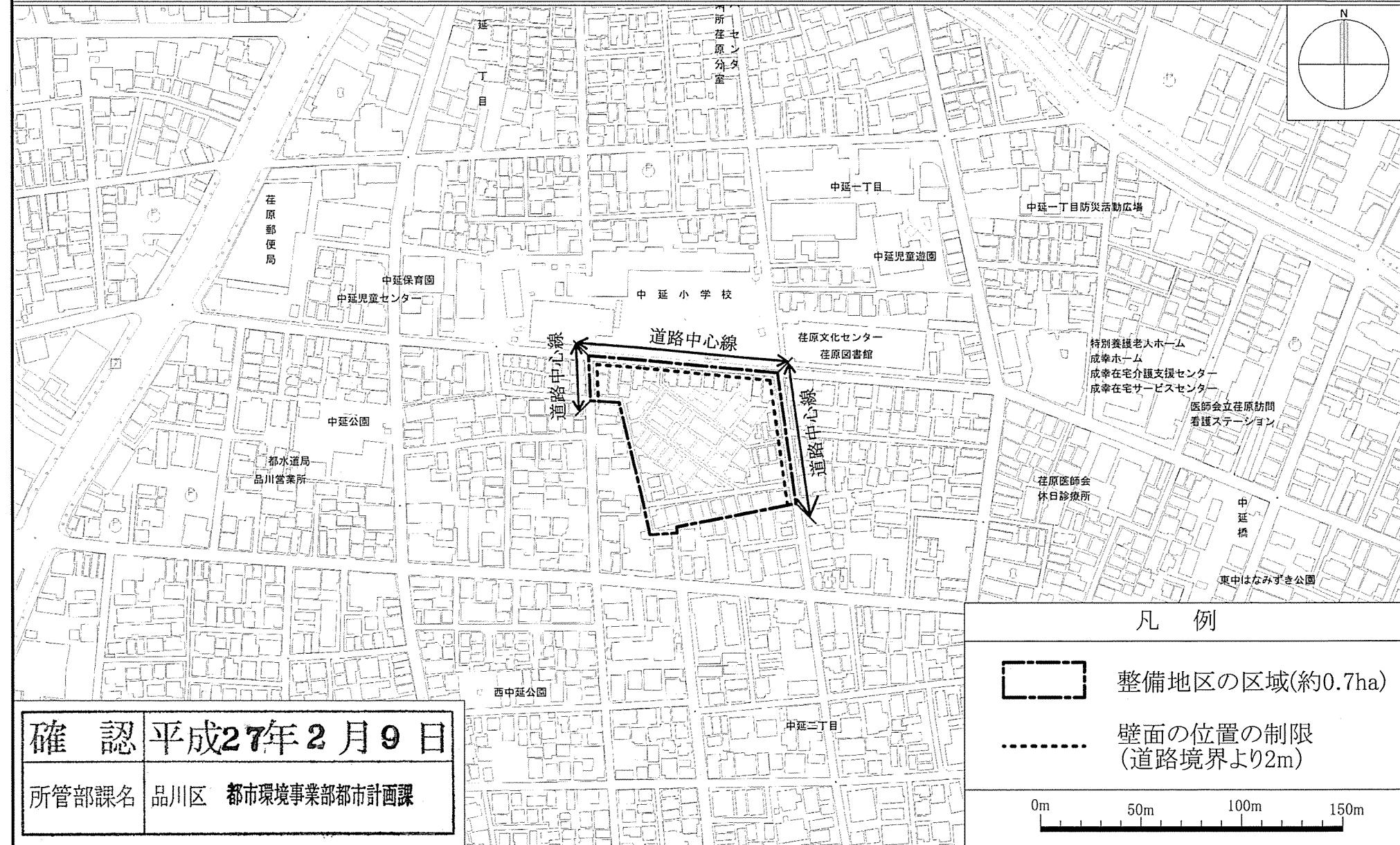
(品川区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50

東京都市計画特定防災街区整備地区
(中延二丁目旧同潤会地区)

計画図2 壁面の位置の制限
(品川区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50